

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	市民生活部 環境課 環境事業センター	
契約締結年月日	令和5年4月1日	
業務名	尾張旭市可燃ごみ収集及び運搬等業務委託	
業務の概要	1 尾張旭市が告示する一般廃棄物処理計画に基づき計画的に収集、運搬、処分するごみのうち、一般家庭から排出される可燃ごみの収集及び運搬業務の一部を委託するものとし、市の指定する地域のごみを収集し中間処理施設（晴丘センター）まで運搬する業務 2 可燃ごみに関する業務として、あさひ訪問収集、分別不適正排出ごみ等調査及び集積所清掃・ネット整理業務	
契約金額（税込）	金100,914,000円	
契約の相手方	株式会社 旭衛生社	
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	当該業務は、合特法の趣旨に基づく措置に関する協定に基づいた代替業務であるため。 また、契約業者は、市内事業者であり、当該業務に必要な人材、車両を有し、業務を安定的に遂行している一般廃棄物収集運搬許可業者である。長年にわたる委託実績があり、当該委託業務に精通しているため、効率よく迅速かつ安全に業務を行うことが可能であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境事業センターです。